

## 横手市中小企業活性化支援事業 (販路拡大支援事業) の概要

市内中小企業者等が、国内外の商談を目的とした展示会・見本市などへ出展するために要する費用の一部を助成することにより、地域産業振興の活性化を図ります。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	<p>横手市内に事業所をおく中小企業者、又は市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者の内、次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横手市に主たる事業所を有し、事業活動を行っている中小企業者等</li> <li>・自社開発商品（完成品・部品及び開発技術）の販路拡大を行う者</li> <li>・納期の到来した市税を完納している者</li> </ul>
補助対象となる展示会等	<p>国内外で開催される展示会・見本市等で、概ね 50 ブース以上の規模のもの。 【時期】 ・交付決定日以降から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに開催されるもの。 但し、申請者または申請者の属するグループで開催する展示会等は対象外となります。 同一市内中小企業等に対し年間 1 回を限度とし、同一展示会へ出展する場合の申請は 3 回までとします。</p>
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展料</li> <li>・装飾、工事費、備品質借料等会場の設営費</li> <li>・出展物の搬送費</li> <li>・出展のための交通費（ガソリン代は除きます）</li> </ul> <p>※宿泊費、出展の際の人件費は対象となりません。 ※交通費と宿泊費が一体となっているパック等を利用する場合の交通費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費とパック料金を比較し、低い金額のほうを対象経費とみなします。 ※出展物の搬送費のみの申請は対象外とします。販路拡大のための商談を目的とした事業を対象とします。 ※交付決定前に支払った経費は補助対象経費に含みません。</p>
補助金額等	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内（千円未満端数切捨て。上限 20 万円） ※但し、国、県等の助成を受けている場合は、補助対象経費からその分を差し引いた残額の 1 / 3 以内とします。 なお、申請は 1 年度中に 1 企業 1 回とし、当市の他の補助金との併給は認められません。</p>
提出書類	<p>補助金交付申請書、見積書、展示会等出展申込書の写し、展示会の内容がわかる資料、販売する商品のパンフレット、納税証明書、その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	<p>平成 31 年 4 月 1 日（月）から予算の範囲内で随時受け付けしております。</p>

## 補助金申請から交付までの流れ

<b>① 申請</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業計画書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます
<b>② 交付決定</b>	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
<b>③ 事業着手</b>	補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 ※交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。
<b>④ 実績報告</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが済みましたら、中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業）実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。  ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ 展示会の写真等 ④ その他市長が必要と認める書類。
<b>⑤ 補助金の交付</b>	実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、事業計画書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業）の HP 番号：000001976